

# 犬の飼い主の皆さんへ

問 建設課 生活環境係 ☎62-9114

人が犬と仲良く暮らすには、飼い主が責任を持ち、しっかりとしたしつけと、ご近所から理解を得られるような気配りが大切です。

犬も大切な家族です。犬が一生を幸せに過ごせるよう、また周りの方も快適に過ごせるよう、飼い主の皆さんはルールとマナーを守って飼いましょう。

守ってほしい  
3大マナー

## ●「鑑札」と「注射済票」は必ず着けましょう

迷子等で保護された際、飼い主を探す有力な手掛かりになります。

## ●敷地外での放し飼いや、ノーリードでの散歩は禁止です

脱走・噛みつき事故を無くするため、屋外では必ずリードを着けましょう。

## ●散歩中のフンは必ず持ち帰りましょう

フンの始末は最低限のマナーであり、飼い主の責任です。



# 屋外広告物の適正な設置・管理をお願いします

問 建設課 都市計画係 ☎62-9216

9月1日～10日は「屋外広告物適正化旬間」です

## ●屋外広告物とは

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ②屋外で表示されるもの
- ③公衆に表示されるもの
- ④看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物、その他の工作物等に掲出されるもの



▲ 適正に設置されていない広告物の例  
(管理がされずサビてしまい、景観を損ねている)

## ○屋外広告物の表示設置が禁止される物件があります

信号機、交通標識、歩道柵、カーブミラー、橋、電柱、街路灯柱、消火栓、道路の擁壁ようへきなどには、原則として屋外広告物を表示設置することが禁じられています。

## ○屋外広告物の表示設置に届出が必要な地域があります

国道20号や中央自動車道から展望できる地域、または八ヶ岳エコーラインの沿道では、屋外広告物の表示設置に届出が必要な場合があります。

また、道路区域内に表示設置するときや、高さ4mを超える広告塔、広告板等を設置するときは、道路法や建築基準法の許可や確認が必要になります。

## ●定期点検の実施をお願いします

- ・屋外広告物を表示・設置し、または管理する方は、日常の補修その他の管理に加え、危害防止等のため、簡易な広告物等を除くすべての広告物について、定期的に点検を行う必要があります。
- ・点検時期は、屋外広告物を表示・設置・改造したとき、およびその後3年以内ごとです。
- ・本体や表示面の変形・腐食・破損・はく離・汚染・退色、ボルトやビスのサビ・緩みなどを点検してください。

## ●点検結果の保管・報告をお願いします

- ・点検結果の記録は、屋外広告物を除却するまでの間、大切に保管してください。
- ・表示・設置の許可を受けている屋外広告物は、許可の更新時に、直近の点検結果の報告書を提出する必要があります。

屋外広告物は景観を損ねないように設置し、落下や倒壊などの危険を防ぐため適正な維持管理を行いましょう。